

年金法令・制度運営（問題）

【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

（例。「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題1．次の設問1から設問8の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。

なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25点）

設問1．次は、「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」に規定する「積立金の積立てに関する事項」に関する記述である。

第5 積立金の積立てに関する事項

- 1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。
 - (1) 令第37条第1号の「当該年金給付」の取扱いは、次のとおりとすること。
 - ① あらかじめ給付の額が（ A ）することとなっている場合にあっては、当該（ A ）を織り込むこと。
 - ② 支給停止中の給付については、停止終了後に支給されることが確実な場合にあっては、当該給付を計算に織り込むこと（例えば、障害給付金が支給されているために老齢給付金が支給停止となっている場合であって、当該障害給付金の支給期間が終了した場合に老齢給付金が支給されることとなっているときは、当該老齢給付金を織り込むこと。）。
 - (2) 規則第54条第1項の「これらに準ずる方法」とは、同項第1号及び第2号の方法を組み合わせた方法をいうこと。
 - (3) 規則第54条第1項第2号の「加入者の（ B ）に応じて定めた率」は、基本的に、（ C ）又は（ D ）までの期間に応じて定める率であるが、この場合において、（略）。
 - (4) 確定給付企業年金法施行規則第55条第1号に規定する予定利率（平成14年厚生労働省告示第59号）に規定する「（ E ）以内の率」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、（ F ）において十分な検討を行っている必要があり、（ G ）に対して十分な情報提供を行うこと。なお、「（ E ）以内の率」を設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金（企業型）への移行又は中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて（ F ）において十分な検討を行い、検討の結果として「（ E ）以内の率」を設定するときは、（ G ）に対して十分な情報提供を行うこと。
 - (5) 確定給付企業年金が複数の給付から成っている場合にあっては、各給付ごとに最低積立基準額を計算すること。

2 積立不足に伴い拠出すべき掛金の額について

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条第1項第3号の「前事業年度における掛金の水準の（略）を上回らないように定められるものであること。」とは、毎事業年度において後の事業年度になるほど掛金の（　H　）を大きく見込むなど後の事業年度の負担が過大なものとならないようにすること。

【選択肢】

(ア) 増加又は減少	(イ) 増加	(ウ) 減少	(エ) 増額
(オ) 加入期間	(カ) 加入年齢	(キ) 年齢	(ク) 資格喪失時年齢
(ケ) 任意の率	(コ) 1. 0	(サ) 零	(シ) 一定率
(メ) 基準日	(セ) 資格喪失時	(リ) 支給開始時	(タ) 支給終了時
(フ) 0.1パーセント	(ツ) 0.25パーセント	(テ) 0.5パーセント	(ト) 1.0パーセント
(ナ) 財政的観点	(ニ) 労働組合	(ヌ) 事業主	(ヌ) 労使間や代議員会
(ハ) 加入者および受給権者等	(ヘ) 総額	(ハ) 主に加入者	(ヒ) 主に受給権者等
(ヲ) 利害関係者		(ホ) 引上げ幅	(マ) 負担額
(ミ) 拠出額			

2025年10月1日
年金法令・制度運営………3

設問2．次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する掛金等に関する記述である。

(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)

第四十三条 法第五十七条に規定する掛金の額は、予定利率、予定死亡率、予定脱退率その他の通常予測給付額の算定の基礎となる率（以下「基礎率」という。）及び通常の予測を超えて（　A　）が損なわれる危険に対応する額として厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「財政悪化リスク相当額」という。）に基づき計算されるものとする。

2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。

- 一 予定利率は、（　B　）に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回ってはならない。
 - 二 予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率（以下「基準死亡率」という。）とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、（　C　）の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。
 - イ 加入者 零以上
 - ロ 男子であって、（　C　）（ニに掲げる者を除く。）○・六八以上一・○以下
 - ハ 女子であって、（　C　）（ニに掲げる者を除く。）○・六五以上一・○以下
 - ニ 障害給付金の受給権者（イに掲げる者を除く。）一・○以上
 - 三 予定脱退率は、当該確定給付企業年金の加入者の脱退の実績（原則として、計算基準日の属する事業年度の前三事業年度の全部を含む三年以上の期間における実績とする。）及び予測に基づき定められるものとする。
 - 四 その他の基礎率は、当該確定給付企業年金における実績及び予測に基づき定められるものとする。
- 3 基礎率及び財政悪化リスク相当額は、財政計算ごとに定められるものとする。ただし、前回の財政計算において定めた基礎率（（　D　）を除く。）のうち継続して用いることが適切なものが有る場合には、当該基礎率を継続して用いることができる。

(次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額)

第四十四条 前条の規定に基づき掛金の額を計算する場合において、次に掲げる事情によって、次回の財政再計算までの間に積立金の額が法第六十条第二項に規定する責任準備金の額（以下「責任準備金の額」という。）又は同条第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）を下回ることが予想される場合にあっては、当該下回ることが予想される額のうちいづれか（　E　）を前条の規定に基づき計算した（　F　）に加算することができる。

- 一 （　G　）が前条第二項第一号の予定利率よりも低いこと。
- 二 加入者の数が一時的に著しく変動することが見込まれること。
- 三 加入者の給与の額その他これに類するものが一時的に著しく変動することが見込まれること。

2025年10月1日
年金法令・制度運営………4

【選択肢】

- | | | | |
|----------------------------------|-----------|--------------------|-----------|
| (ア) 積立金 | (イ) 年金資産 | (ウ) 数理債務 | (エ) 特例掛金 |
| (オ) 小さい額の現価 | (カ) 小さい額 | (キ) 大きい額の現価 | (ク) 大きい額 |
| (ケ) 予定利率 | (コ) 予定死亡率 | (ケ) 財政の健全性 | (シ) 財政の安定 |
| (メ) 長期待運用收益率 | | (セ) 年金資産のポートフォリオ | |
| (リ) 積立金の運用利回りの実績等 | | (タ) 積立金の運用利回りの予測 | |
| (フ) 加入者であった者又はその遺族 | | (ツ) 受給者及び待期者 | (テ) 受給権者等 |
| (ト) 加入者であった者 | (ナ) 責任準備金 | (ニ) 最低積立基準額 | |
| (ヌ) 予定利率及び予定死亡率 | | (ヌ) 財政悪化リスク相当額 | |
| (ル) 積立金の運用利回りの実績 | | (ハ) 長期の運用収益の見込み | |
| (ヒ) 通常予測給付額の現価に相当する額 | | (フ) 積立金の運用収益の長期の予測 | |
| (ヘ) 直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均 | | | |

設問3. 次は、企業会計基準委員会が公表している「実務対応報告第33号 リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」に関する記述である。

会計上の退職給付制度の分類

17. 退職給付会計基準では、確定拠出制度を「一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る（ A ）を負わない退職給付制度」と定義し（退職給付会計基準第4項）、確定給付制度を「確定拠出制度以外の退職給付制度」と定義している（退職給付会計基準第5項）。これらの定義の中で、ある退職給付制度を確定拠出制度と確定給付制度のいずれに分類するかは、(1)事業主である企業が一定の掛金以外に退職給付に係る（ A ）を負うか否か及び(2)一定の掛金を外部に積み立てているか否かが判断基準になる。

18. (前略) この点、例えば、実際に発生することは稀と想定されるが、ある事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合に、当該事業年度中における給付に充てるために必要な掛金（略）の拠出に関する事項を規約にあらかじめ定め、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額に追加して当該掛金を拠出することがあり得ると考えられる。

このような場合、企業は、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っているか否かを判断することが求められるが、将来拠出する他の掛金を減額することで、掛金の現価相当額の総額が変わらないように拠出する旨を規約にあらかじめ定める場合を除いては、企業は（ A ）を実質的に（ B ）と考えられる。

19. (略)

20. (前略) また、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っているか否かの判断にあたって、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業が（ C ）における給付額を増額する義務を負う場合、企業に追加的な負担が求められるため、当該給付額を増額する義務を考慮する必要がある。

(以下、略)

退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行に関する取扱い

8. (略)

9. (略)

10. この場合、次の会計処理を行う。

(1) リスク分担型企業年金への移行の時点で、移行した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額に係るリスク分担型企業年金に移行した資産の額との差額を、損益として認識する。移行した部分に係

2025年10月1日
年金法令・制度運営……………6

- る退職給付債務は、移行前の（　D　）に基づいて数理計算した退職給付債務と、移行後の（　D　）に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する。
- (2) 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、損益として認識する。移行した部分に係る金額は、移行した時点における（　E　）により算定する。
- (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益の算定において、リスク分担型企業年金への移行の時点で規約に定める各期の掛金に（　F　）相当額が含まれる場合、当該（　F　）相当額の総額を（　G　）として計上する。
- (4) 上記(1)から(3)で認識される損益は、原則として、（　H　）に純額で表示する。

【選択肢】

- | | | | |
|----------------|----------------|-------------------------|--------------|
| (ア) 追加的な負担 | (イ) 責任 | (ウ) リスク | (エ) 追加的な拠出義務 |
| (オ) 負っていない | (カ) 負っている | (キ) リスク分担型企業年金以外の退職給付制度 | |
| (ケ) 将来時点 | (ケ) リスク分担型企業年金 | | (コ) 計算基礎 |
| (サ) 給付設計 | (シ) 退職給付制度 | (ス) 割引率 | (セ) 合理的な方法 |
| (ヨ) 退職給付債務の比率 | | (タ) 退職給付債務の比率その他合理的な方法 | |
| (チ) 標準掛金 | (ツ) 特別掛金 | (テ) リスク対応掛金 | (ト) 特例掛金 |
| (ナ) 事務費掛金 | (ニ) 未払金等 | (ヌ) 退職給付に係る負債 | |
| (ズ) 過去勤務費用 | (ノ) 数理計算上の差異 | (ハ) 退職給付費用 | (ヒ) 売上原価 |
| (フ) 販売費及び一般管理費 | | (ヘ) 売上原価又は販売費及び一般管理費 | |
| (ホ) 特別損益 | | | |

設問4. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイド」に規定する「データ等の基準日から期末までの期間の調整」に関する記述である。

データ等の基準日から期末までの期間（以下、「（ A ）」という。）に関する退職給付債務及び翌期の勤務費用の調整として、例えば、以下のような数理的な方法が考えられる。

日本では、一般的に、データ等の基準日は、期末の概ね（ B ）前までとする実務が行われている。

① 転がし方式

データ等の基準日を期末前としている場合、（ A ）中に発生する勤務費用、利息費用及び（ C ）を用いて、次によって、データ等の基準日で算定された調整前退職給付債務等から期末における退職給付債務等を算出する。

(略)

② 抜き取り方式

退職給付債務等の計算基準日を期末としておき、（ A ）中の（ D ）の異動データを用いて補正することにより調整を行う。

(略)

(注1) 計算基準日を期末とするにあたっては、データ等の基準日から期末までの間の昇給、ポイント制におけるポイントの累積、キャッシュ・バランス・プランにおける仮想個人勘定の累積などを考慮することに留意する。

(注2) （ A ）中の（ E ）に関する影響が軽微ではない場合は、（ E ）に係る退職給付債務や勤務費用を加算する。

(注3) 異動データに関する退職給付債務として、（ C ）の実績を用いることも考えられる。

(注4) 退職一時金制度の場合において、（ A ）中に予定されている（ F ）等については事前に除外しておくことも考えられる。

(注5) 年金制度の場合において、年金給付を選択した退職者については、退職給付債務を年金受給者又は年金受給期待者として評価する。在職者の退職給付債務で代用する場合には、特に、（ G ）の取扱いに留意する。

(以下、略)

【選択肢】

(i) 補正期間	(i) 異動期間	(i) 調整期間	(i) 整合期間
(i) 数理計算上の差異	(i) 過去勤務費用	(i) 掛金拠出額	(i) 給付支払額
(i) 脱退者	(i) 死亡者	(i) 死亡者及び脱退者	(i) 退職者
(i) 自己都合退職者	(i) 死亡者及び退職者	(i) 退職予定者	(i) 給付利率
(i) 定年退職者	(i) 新規者	(i) 脱退予定者	(i) 未払者
(i) 新入者	(i) 新規加入者	(i) 新規発生者	(i) 一時金選択率
(i) 3月	(i) 6月	(i) 1年	(i) 3年

設問5. 次は、国民年金基金に関する記述である。

○国民年金基金の掛け金について

- 4月から翌年3月までの1年分の掛け金を前納すると掛け金が割引され、掛け金前納額は次の算式の通りとなる。

$$\text{掛け金前納額} = 1\text{か月の基金掛け金額} \times (\quad A \quad)$$

- 掛け金月額の上限は68,000円であるが、国民年金の保険料を免除（一部免除・学生納付特例・納付猶予を含む。）されていた者が、直近10年以内の免除された全期間分の保険料を追納した場合は、国民年金の保険料が免除されていたことにより国民年金基金に加入できなかった期間に相当する期間（（　B　）年を限度とする。）に限り、掛け金を月額102,000円まで納めることができる。

○国民年金基金の遺族一時金について

- 保証期間のある終身年金（　C　）と確定年金I型、II型、III型、IV型、V型に加入している者が、年金を受け取る前、又は保証期間中に死亡した場合、遺族に一時金が支払われる。
- 保証期間のない終身年金（　D　）のみに加入している場合でも年金を受給する前に死亡した場合、（　E　）万円の一時金が遺族に支払われる。
- 税制に関して、遺族一時金は（　F　）である。

【選択肢】

(ア) A型	(イ) B型	(ウ) C型	(エ) A型、B型
(オ) B型、C型	(カ) A型、C型	(キ) 退職所得	(ク) 一時所得
(ケ) 雑所得	(コ) 相続税課税	(サ) 非課税	(シ) 1
(ス) 3	(セ) 5	(ウ) 7	(タ) 9
(フ) 10	(ヴ) 11	(テ) 11.1	(ト) 11.3
(ハ) 11.5	(ニ) 11.7	(ヌ) 11.9	(ヌ) 15
(ル) 20	(ハ) 30	(ヒ) 50	(フ) 100

設問6. 次は、「確定拠出年金法」に定める「老齢給付金の支給要件」等に関する記述である。

(支給要件)

第三十三条 企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く。以下この項において同じ。）であって次の各号に掲げるものが、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、厚生労働省令で定めるところにより、（ A ）に老齢給付金の支給を請求することができる。ただし、企業型年金加入者であった者であって（ B ）のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となった日その他の厚生労働省令で定める日から起算して（ C ）を経過した日から（ A ）に老齢給付金の支給を請求することができる。

一～三 (略)

四 六十三歳以上六十四歳未満の者 (D)

五～六 (略)

2 (略)

3 第一項の請求があったときは、（ E ）は、（ A ）の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給付金を支給する。

((F) 到達時の支給)

第三十四条 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく（ F ）に達したときは、（ E ）は、その者に、（ A ）の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

【選択肢】

(ア) 企業型記録関連運営管理機関	(イ) 企業型記録関連運営管理機関等
(ウ) 企業型運用関連運営管理機関等	(エ) 確定拠出年金運営管理機関
(オ) 事業主	(カ) 資産管理機関
(ケ) 六十歳以上七十歳未満	(キ) 六十歳以上六十五歳未満
(コ) 六十歳以上八十歳未満	(ケ) 六十歳以上七十五歳未満
(メ) 一年	(サ) 一月 (シ) 六月
(フ) 五年	(リ) 三年 (タ) 四年
(ヅ) 九年	(テ) 七年 (ト) 八年
(ゾ) 六十五歳	(ヌ) 五十五歳 (ヌ) 六十歳
	(ヒ) 七十五歳 (フ) 八十歳

設問7. 次は、「厚生年金保険法」に定める「国庫負担等」、「拠出金及び政府の負担」および「拠出金の額」に関する記述である。

(国庫負担等)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する（ A ）の額の（ B ）に相当する額を負担する。

- 2 国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務（（ A ）の負担に関する事務を含む。次項において同じ。）の執行（実施機関（厚生労働大臣を除く。）によるものを除く。）に要する費用を負担する。
- 3 実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この項において同じ。）が納付する（ A ）及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用の負担については、この法律に定めるもののほか、（ C ）の定めるところによる。

(拠出金及び政府の負担)

第八十四条の五 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。

- 2 次条第一項に規定する（ D ）から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する（ A ）保険料相当分（略）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。
- 3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(拠出金の額)

第八十四条の六 前条第一項の規定により実施機関が納付する拠出金の額は、当該年度における（ D ）に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該実施機関が納付する（ A ）保険料相当分の額を控除した額とする。

- 一 （ E ）按分率
- 二 積立金按分率
- 2 前項の（ D ）は、当該年度における（ F ）等の総額に、当該年度において政府等が負担し、又は納付する（ A ）保険料相当分の合計額を加えた額とする。
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

【選択肢】

(ア) 二分の一	(イ) 三分の一	(ウ) 四分の一	(エ) 五分の一
(オ) 国民年金法	(カ) 支出費	(キ) 厚生年金拠出金	(ク) 共済各法
(ケ) 独自給付費	(コ) 民法	(サ) 国民年金給付費	(シ) 被保険者数
(ス) 国庫負担	(セ) 基礎年金給付費	(リ) 地方公務員等共済組合法	
(タ) 基礎年金交付金	(チ) 保険料	(ツ) 交付金相当額	(テ) 交付金算定対象額
(ト) 基礎年金拠出金	(ナ) 厚生年金保険給付費		(ニ) 拠出金算定対象額
(ヌ) 標準報酬	(ヌ) 拠出金相当額		

設問8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

(信用保持)

第4条 会員は、その社会的（ A ）にかんがみ、年金数理人の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

2 会員は、年金数理に関する専門職能の（ B ）を高めるように行動しなければならない。

3 会員は、誤りや誤解を与えるおそれがあると認識している又は認識するべき広告宣伝活動や勧誘に従事してはならない。

【選択肢】

(ア) 責任	(イ) 信頼	(ウ) 評判	(エ) 能力	(オ) 信望
(カ) 意義	(キ) 立場	(ク) 要請	(ケ) 役割	(コ) 使命

問題2. 確定拠出年金制度に関し、以下の設問にそれぞれ解答せよ。（8点）

設問1. 次は、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の審査要領の一部抜粋である。以下のA～Dの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

・企業型年金加入者掛金の額は、以下の場合を除いて企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更ができることが明記されていること。

①各企業型年金加入者に係る（ A ）の額が引き下げられることにより、当該（ A ）の額が当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該（ A ）の額を超えないように変更する場合。

②各企業型年金加入者に係る（ A ）の額が引き上げられること又は（ B ）が引き上がるこにより、当該（ A ）と当該企業型年金加入者掛金との合計額が法第20条に規定する（ C ）を超えることとなる場合において、当該合計額が当該（ C ）を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合。

③各企業型年金加入者に係る（ A ）の額が引き下げられる場合又は（ B ）が引き下がる場合において、当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を引き上げる場合。

④企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合。

⑤企業型年金加入者掛金の額を（ D ）に変更する場合。

⑥企業型年金加入者掛金の額を（ D ）から変更する場合。

⑦企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合。

設問2. 事業主掛金の額の算定方法、運用の指図を行うことができる回数、提示運用方法の数及び種類類、企業型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、返還資産額、企業型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法に關し、特定の者について不当に差別的なものでないようにしてることとされている。通知「確定拠出年金制度について」の「第1企業型年金規約の承認基準等に関する事項」に、不当に差別的なものとして記載されている2つの例示の内容を簡記せよ。

設問3. 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によって不当に制約されるものであってはならないこととされている。通知「確定拠出年金制度について」の「第1企業型年金規約の承認基準等に関する事項」に、不当に制約されるものとして記載されている2つの例示の内容を簡記せよ。

問題3. 公的年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。 (8点)

設問1. 次は、「「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算一令和6（2024）年オプション試算結果一」の記載の一部である。以下のA～Dの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ① : 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合 (約90万人)
(略)
- ② : ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は(A)の引上げにより同等の効果が得られる場合 (約200万人)
(略)
- ③ : ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合 (約270万人)
(略)
- ④ : 所定労働時間が週 (B) の全ての被用者を適用する場合 (約860万人)
(略)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. (C)

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み ((C)) の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限（現行 (D)）の見直しを行った場合

設問2. 第21回社会保障審議会年金部会資料1「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）について」において記載がある、マクロ経済スライドの調整期間の一致により将来の給付水準が上昇する要因を2つ簡記せよ。

設問3. 「厚生年金保険法第20条（標準報酬月額）」に定める、最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる場合を簡記せよ。なお、当該改定が適用できる時期についても解答に含めること。

問題4. 確定給付企業年金に関する規定について、以下の設問にそれぞれ解答せよ。 (6点)

設問1. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」中の、給付の額の再評価等に関する規定の抜粋である。
以下のA～Dの空欄に入る語句・文章をそれぞれ記載せよ。

(給付の額の再評価等の方法)

第二十八条 令第二十四条第一項第三号の再評価は、規約で定める期間ごとに、次条第一項各号に掲げる
もの（以下「指標」という。）を用いて行うものとする。

2 令第二十四条第三項の額の改定は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 給付の支給を開始して一定の期間が経過したとき又は一定の年齢に達したときに、次のい
ずれかの方法により改定する方法

イ (A)

ロ 令第二十四条第一項各号のいずれかの方法（当該給付の額を算定した方法を除く。）

二 規約で定める期間ごとに、次のいずれかの加算を行うことにより改定する方法

イ 前の期間の給付の額に、当該前の期間の給付の額に（ B ）を加算すること。

ロ （ C ）に、規約で定める期間、指標を第二十六条第三項第一号の予定利率と
みなして算定するとした場合における給付の額が（ C ）を上回る額その他こ
れに類する額を加算すること（当該指標が第二十六条第三項第一号の予定利率を上回る
場合に限る。）。

三 給付の支給を開始した後に（ D ）により給付の額を改定する方法

設問2. 確定給付企業年金法施行規則第百十三条に定める事業年度を1年としないことができる場合につ
いて簡記せよ。

設問3. 確定給付企業年金法施行令第三十五条に定める加入者が掛金の一部を負担する場合の基準につ
いて簡記せよ。

問題5. 次は、A社確定給付企業年金（リスク分担型企業年金ではない制度）の2025年9月30日基準における財政決算の諸数値である。A社は、キャッシュフローを安定させるため確定給付企業年金における退職金制度からの移行割合を現状の20%から一律引き上げることを検討しており、引き上げに伴う掛金額を把握したいと考えている。このとき、以下の設問にそれぞれ解答せよ。公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンスに記載された方法により計算を行うこと。なお解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。（8点）

2025年9月30日基準における財政決算の諸数値

流動資産	10 百万円
固定資産	1,050 百万円
国内債券	400 百万円
国内株式	200 百万円
外国債券	300 百万円
外国株式	100 百万円
一般勘定	50 百万円
短期資産	0 百万円
その他資産	0 百万円
流動負債	10 百万円
支払備金	50 百万円
給与現価	2,000 百万円
標準掛金率	15.0 %
別途積立金	150 百万円
当年度剩余金・不足金	0 百万円
財政悪化リスク相当額	200 百万円
リスク充足額	300 百万円
標準給与合計	20 百万円

【解答にあたっての前提】

- ・2025年9月30日基準の財政決算における特別掛金収入現価、特例掛金収入現価、リスク対応掛金収入現価は0である。
- ・積立金の額の評価方法は時価方式を用いる。
- ・受給者、受給待期者は存在しない。
- ・加入者負担の掛金は存在しない。
- ・移行割合の引き上げに伴う財政計算を行うにあたり、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定脱退率など）および移行割合以外の給付の設計の変更は行わないものとする。
- ・標準掛金額（月額）は、標準掛金率に標準給与合計を乗じて得た額とする。
- ・移行割合の引き上げに伴う財政計算を行うにあたり、別途積立金は全額留保するものとする。

- ・発生する未償却過去勤務債務残高については、特別掛金の償却方法としては定額の元利均等により償却するものとし、償却期間は 10 年（月額現価率：106.33758）により算出するものとする。
- ・試験問題上の設定として、移行割合の引き上げに伴う財政計算の適用日は、2025 年 10 月 1 日とする。
- ・財政方式は加入年齢方式とする。

設問 1. 2025 年 9 月 30 日基準の財政決算における追加拠出可能額現価の額を計算せよ（百万円未満四捨五入）。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

設問 2. 移行割合を 100% に引き上げる財政計算を行った場合の未償却過去勤務債務残高を計算せよ（百万円未満四捨五入）。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

設問 3. 掛金月額（標準掛金額と特別掛金額の月額合計）が 15 百万円以下となるためには、移行割合を何% 以下とすればよいか、移行割合を計算せよ（整数値）。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

問題6. 退職給付会計及び税制に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。 (10点)

設問1. 以下の前提において、企業会計基準委員会が公表している「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」の第30項（割引率変更の要否）で退職給付債務を再計算しなければならないとされている場合に該当しない期末の単一の加重平均割引率の上限値及び下限値を、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイド」に記載されている「割引率に関する退職給付債務の変動率の推定」によりそれぞれ計算せよ。

<前提>

- ・前期末の単一の加重平均割引率：1.5%
- ・期末退職給付債務の割引率1.5%におけるマコーレー・デュレーション：16年

<留意事項>

- ・解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。
- ・計算結果は%表示で、上限値は小数点以下第3位を切り捨て、下限値は小数点以下第3位を切り上げること。

設問2. 企業会計基準委員会が公表している「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「非積立型」と「積立型」の退職給付制度について、簡便法における退職給付費用の計算方法をそれぞれ簡記せよ。

設問3. 制度の加入者及び受給権者の将来の死亡率の予想される変化を反映させる方法として、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19に関する数理実務基準」の「19. 死亡率（数理上の仮定）」に記載されている例を2つ簡記せよ。

設問4. 次は、所得税法基本通達31-1の記述である。A～Bの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

31-1 法第31条第3号に規定する「加入者の退職により支払われるものその他これに類する一時金として政令で定めるもの」又は令第72条第2項に規定する「加入員の退職に基因して支払われるもの」には、確定給付企業年金法の規定に基づいて支払われる退職一時金、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年厚生年金等改正法」という。）第1条((厚生年金保険法の一部改正))の規定による改正前の厚生年金保険法第9章((厚生年金基金及び企業年金連合会))の規定に基づいて支払われる退職一時金、法人税法附則第20条第3項((退職年金等積立金に対する法人税の特例))に規定する適格退職年金契約に基づいて支払われる退職一時金、平成25年厚生年金等改正法附則の規定に基づいて支払われる退職一時金、平成25年厚生年金等改正法第2条((確定給付企業年金法の一部改正))の規定による改正前の確定給付企業年金法の規定に基づいて支払われる退職一時金又は確定拠出年金法の規定に基づいて老齢給付金として支払われる一時金のうち、次に掲げる一時金がそれぞれ含まれるものとする。

(1) 確定給付企業年金規約、厚生年金基金規約又は適格退職年金契約に基づいて支給される年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、退職の日以後当該（ A ）までの間に支払われるもの（（ A ）後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の（ B ）に代えて支払われるものを含む。）

（以下、略）

問題7. 退職給付制度として、退職一時金、確定給付企業年金（以下「DB」という）及び企業型確定拠出年金（以下「DC」という）の3制度を実施するA社は、継続的なインフレを迎えたと考えており、インフレ耐性を備えた退職給付制度への変更を希望している。以下の情報を踏まえ、年金数理人としてアドバイスすべきことを述べよ。アドバイスにあたっては、退職給付会計上の影響も必ず説明すること。また、解答にあたり前提が不足している場合は、一定の前提を明記して解答してよい。（解答用紙3枚以内）（35点）

<前提①：A社について>

- ・従業員の平均年齢は45歳
- ・定年は60歳であり、現時点での定年延長の予定はない
- ・企業会計基準はIFRSを適用している

<前提②：A社の退職一時金について>

- ・A社の従業員の全員が加入している
- ・給付設計はポイント制
- ・22歳入社の定年退職時のモデル一時金給付額は約1,000万円

<前提③：A社のDBについて>

- ・実施事業所はA社のみ
- ・A社の従業員の全員が加入している
- ・給付設計は10年国債連動型のキャッシュバランスプラン（指標の上下限は設定していない）
- ・年金の給付形態は10年確定年金
- ・22歳入社の定年退職時のモデル一時金給付額は約2,000万円（10年国債の利回りは2.5%と想定している）
- ・予定利率は2.0%
- ・年金資産の期待收益率（コスト控除後）は2.5%
- ・掛金及び継続基準上の債務の算定に使用している10年国債の利回りの見込みは2.0%
- ・退職給付債務及び勤務費用の算定に使用している10年国債の利回りの見込みは1.5%
- ・標準掛金のみを拠出している
- ・近年の良好な運用環境を主な理由として、年金財政上の剩余金はかなり大きい
- ・他制度掛金相当額は簡易的な算定方法で算定しており、金額は30,000円

<前提④：A社のDCについて>

- ・実施事業所はA社のみ
- ・給与の一部を原資として設計しており、従業員ごとに「2.75万円の事業主掛金」か「2.75万円の給与受取」を選択できる
- ・A社の従業員のほぼ全員が「2.75万円の事業主掛金」を選択している
- ・拠出限度額に係る経過措置を適用している

<前提⑤：インフレ耐性以外のA社のニーズ>

- DBのモデル一時金給付額算定上の10年国債の利回りは2.5%と想定しているが、実際は低金利環境の影響で10年国債の利回りは長期間にわたって2.5%に届いておらず、既存の従業員の仮想個人勘定残高は当初の想定水準を下回っているため、何らかの方法で既存従業員のDBの過去分の給付を増額したい
- 退職給付制度の見直しにあたり、会社負担のキャッシュアウトは増加させたくない
- 退職給付制度の見直し後もDCで「2.75万円の事業主掛金」を選択できるようにしたい
- 退職一時金とDBを合わせた給付水準は引下げたくない
- 円滑な労使合意のためにDB法令上の給付減額には該当させたくない